

議案第93号

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「健康の増進及び」を削る。

第3条第1項第5号中「健康増進室等」及び「健康の増進及び」を削る。

第4条の表健康増進室の項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第11条第2号中「規則」を「墨田区規則（以下「規則」という。）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

すみだ福祉保健センターのあり方検討の結果を踏まえ、同センターにおける健康増進事業及び当該事業を実施する施設を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。